

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 減給

職員の勤怠事故

被処分者	主事 50歳
事案の内容	被処分者は、令和4年1月から3月にかけて、係員の勤怠を管理監督すべき立場にありながら、勤怠が安定せず年次有給休暇の残日数が少ない職員に直接管理監督が出来ない土日祝日勤務を認め、計13回の土日祝日勤務において打刻システムへの打刻がない等外形上勤務を証明する形跡がないにも関わらず、打刻情報を修正するなどして平日への振替休暇を承認した。
処分の内容	減給10分の1 2月
発令年月日	令和5年3月29日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

2 戒告

職員の勤怠事故

被処分者	副参事 47歳
事案の内容	被処分者は、令和4年1月から3月にかけて、課員の勤怠を管理監督すべき立場にありながら、勤怠が安定せず年次有給休暇の残日数が少ない職員に直接管理監督が出来ない土日祝日勤務を認め、当該職員が計13回の土日祝日勤務において打刻システムへの打刻がない等外形上勤務を証明する形跡がないにも関わらず、平日への振替休暇を承認した。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和5年3月29日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第2号

賦課事務の遅延

被処分者	主事 23歳
事案の内容	被処分者は、申告書等の事務処理を怠ったことにより追加の賦課作業を発生させ、区の業務の正常な運営を阻害した。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和5年3月29日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号